

平成十二年政令第二百七十一号

情報通信審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 情報通信審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、情報通信技術分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、審議会の所掌事務のうち、情報の電磁的流通及び電波の利用の技術に関する政策に関する重要事項を調査審議することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が指名する。

4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信政策課において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成二〇年七月二日政令第二一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年七月四日から施行する。

附 則 （平成二九年九月一日政令第二三〇号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

■情報通信審議会議事規則

(平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号)

(沿革)

平成 13 年 1 月 17 日 情報通信審議会決定第 1 号

平成 13 年 3 月 28 日 情報通信審議会決定第 4 号

平成 14 年 8 月 7 日 情報通信審議会決定第 7 号

平成 16 年 1 月 28 日 情報通信審議会決定第 8 号

平成 18 年 8 月 1 日 情報通信審議会決定第 9 号

平成 20 年 6 月 27 日 情報通信審議会決定第 10 号

平成 21 年 8 月 26 日 情報通信審議会決定第 11 号

平成 23 年 2 月 10 日 情報通信審議会決定第 12 号

(目的)

第一条 情報通信審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営については、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。
- 3 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。なお、この会議を行った場合は、会長が召集する次の会議に報告しなければならない。

(議長)

第三条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(諮問及び答申等)

第四条 審議会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

- 2 審議会の答申又は意見は文書をもって行う。
- 3 会長は、委員の中から起草委員を命じ、答申又は意見の案の起草をさせることができる。
- 4 答申書は、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映されたものとする。

(意見の聴取)

第五条 審議会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取することができる。

- 2 前項によるほか、国民生活と密接な関係を有する事項を調査審議するに当たり、必要と認めるときは、広く国民から意見を募集することができる。

3 審議会は、前二項の意見の聴取又は募集に係る事項の調査審議に当たり、聴取又は募集した意見を参考としなければならない。

4 第一項及び第二項により聴取又は募集した意見は、これを整理し公表しなければならない。

(職員の出席)

第六条 会長は、必要と認めるときは、関係の職員の会議への出席を求めることができる。

(議事録)

第七条 審議会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項を記載する。

一 開催の日時（開会及び閉会の時刻を含む。）及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名

四 出席した関係職員の所属及び氏名

五 議題

六 調査審議の内容

七 議決事項

八 その他必要な事項

2 議事録は、前項第二号から第四号の委員等の確認を得て作成し、会長の承認を得るものとする。

(議事録等の保存)

第八条 会議に配付された資料及び議事録（以下「議事録等」という。）は、審議会の事務局において保存する。

(会議の公開)

第九条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。

2 議事録等は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 第一項ただし書の規定により会議を非公開とする場合又は前項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

4 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。

(分科会)

第十条 情報通信技術分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営については、第二条から前条までの規定を準用する。

2 情報通信審議会令（以下「審議会令」という。）第五条第七項の規定により、分科会の議決をもって審議会の議決とする事項は、次のとおりとする。

一 I T U—R、I T U—T、I M O、I C A O及びC I S P Rへの対処に関する事項

二 無線設備及び有線電気通信設備の技術的な条件に関する事項

3 会長は、前項に定める事項に関して諮問を受けた場合には、分科会に付託するものとする。

4 会長は、分科会の所掌事務（第二項に定める事項を除く。）に関して諮問を受けた場合であつて、必要があると認めるときは、分科会に付託することができる。

5 分科会への付託について疑義のあるときは、会長及び分科会長が協議する。

6 分科会の議事については、次の審議会に報告しなければならない。

7 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

（部会）

第十一条 審議会に、次の部会を置く。

一 情報通信政策部会

二 電気通信事業政策部会

三 郵政政策部会

2 分科会に、I T U部会を置く。

3 審議会又は分科会の定めるところにより、特別の事項を調査審議させるため部会（以下「特別部会」という。）を置くことができる。

4 部会の議事の手続その他部会の運営については、第二条から第九条までの規定を準用する。

5 第一項の部会の委員等、所掌、専決事項（審議会令第六条第六項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とする事項をいう。）及び委員会（以下「所掌等」という。）は、別記一から別記三のとおりとする。

6 第二項の部会の所掌等は、分科会の定めるところによる。

7 第三項の特別部会の所掌等は、その設置のときに審議会又は分科会において定める。

8 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。）は、専決事項に関して諮問を受けた場合には、当該部会に付託するものとする。

9 会長は、部会の所掌に関して諮問を受けた場合であつて、必要があると認めるときは、当該部会に付託することができる。

10 部会への付託について疑義のあるときは、会長又は分科会長及び関係部会長が協議する。

11 部会の議事については、次の付託に係る審議会又は分科会に報告しなければならない。

12 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則（平成 13 年 1 月 17 日 情報通信審議会決定第 1 号）

この規則は、平成十三年一月十七日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 28 日 情報通信審議会決定第 4 号）

この決定は、平成十三年四月二十四日から施行する。

附 則（平成 14 年 8 月 7 日 情報通信審議会決定第 7 号）

この決定は、平成十四年八月七日から施行する。

附 則（平成 16 年 1 月 28 日 情報通信審議会決定第 8 号）

この決定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 1 日 情報通信審議会決定第 9 号）

この決定は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 27 日 情報通信審議会決定第 10 号）

この決定は、平成二十年七月四日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 26 日 情報通信審議会決定第 11 号）

1 この規則は、平成二十一年八月二十六日から施行する。

2 情報通信技術分科会の専決事項（平成十三年一月十七日情報通信審議会決定第二号）は、廃止する。

附 則（平成 23 年 2 月 10 日 情報通信審議会決定第 12 号）

この決定は、平成二十三年二月十日から施行する。

別記一

情報通信政策部会の所掌等は、次のとおりとする。

1 委員等

会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員

2 所 掌

一 審議会の所掌する事項のうち、基本的かつ総合的な政策に関する調査審議（他部会の所掌に属するものを除く。）

二 インターネットの今後の発展方策に関すること

3 委員会

一 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる

二 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

別記二

電気通信事業政策部会の所掌等は、次のとおりとする。

1 委員等

会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員

2 所 掌

審議会の所掌する事項のうち、電気通信事業及び有線放送電話業務の政策に関する調査審議

3 専決事項

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 一 接続に係る制度について検討を加える諮問事項
- 二 認定電気通信事業者による公益事業者の電柱・管路等の使用に関する事項
- 三 電気通信番号に係る制度について検討を加える諮問事項
- 四 ユニバーサルサービスに係る制度について検討を加える諮問事項

4 委員会

- 一 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。
- 二 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

別記三

郵政政策部会の所掌等は、次のとおりとする。

1 委員等

会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員

2 所 掌

審議会の所掌する事項のうち、郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金及び郵便認証司に関する調査審議

3 専決事項

前項の調査審議に係る決議については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、会長が特に重要と認める事項については、この限りではない。

4 委員会

- 一 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。
- 二 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

■情報通信技術分科会における委員会の設置

(平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第 3 号)

最終改正 平成 28 年 10 月 12 日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第 47 号

本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

1 放送システム委員会

放送システムに係る技術的条件に関する事項

2 I P ネットワーク設備委員会

電気通信ネットワークの I P 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項

3 陸上無線通信委員会

移動通信システム及び固定通信システムに係る技術的条件に関する事項

4 携帯電話等高度化委員会

携帯電話等の無線システムの高度化に係る技術的条件に関する事項

5 新世代モバイル通信システム委員会

新世代モバイル通信システムに係る技術的条件に関する事項

6 航空・海上無線通信委員会

航空無線通信の技術的諸問題及び海上無線通信システムの技術的条件に関する事項

7 衛星通信システム委員会

衛星通信システムに係る技術的条件に関する事項

8 電波利用環境委員会

電磁波が電子機器や人体に及ぼす影響に関する事項

9 技術戦略委員会

I C T 分野における重点研究開発分野及び重点研究開発課題並びに研究開発、成果展開、産学官連携等の推進方策に関する事項

二 組織等

1 分科会長の指名する委員及び専門委員

2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。

3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。

情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会 運営方針

1 審議事項

放送システム委員会（以下「委員会」という。）は、放送システムに係る技術的条件に関する事項について、調査検討する。

2 委員会の運営

- （１）主査は、委員会を主宰する。
- （２）委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する専門委員がこれに当たる。
- （３）主査代理は、主査不在のとき、その職務を代行する。
- （４）委員会は、主査が招集する。
- （５）主査は、委員会を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- （６）主査は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- （７）主査は、委員会の運営を促進させるため、専門委員及び必要と認める者から構成される作業班を設置することができる。
- （８）作業班の主任及び構成員は、主査が指名する。
- （９）その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- （１）会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合
- （２）その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

委員会の事務局は、情報流通行政局放送技術課が行う。

以 上

情報通信技術分科会 放送システム委員会 構成員

(敬称略)

氏 名	主 要 現 職
主査 委員 伊丹 誠	東京理科大学 基礎工学部 電子応用工学科 教授
主査代理 専門委員 都竹 愛一郎	名城大学 理工学部 教授
委員 村山 優子	津田塾大学 学芸学部 情報科学科 教授
専門委員 井家上 哲史	明治大学 理工学部 教授
〃 大矢 浩	一般社団法人日本 CATV 技術協会 副理事長
〃 甲藤 二郎	早稲田大学 基幹理工学部教授
〃 門脇 直人	国立研究開発法人情報通信研究機構 執行役 ワイヤレスネットワーク総合研究センター長、オープンイノベーション推進本部長
〃 関根 かをり	明治大学 理工学部 教授
〃 高田 潤一	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
〃 丹 康雄	北陸先端科学技術大学院大学 先端科学技術研究科 教授
〃 野田 勉	スターキャット・ケーブルネットワーク(株) 上席主任研究員
〃 松井 房樹	一般社団法人電波産業会 専務理事・事務局長
〃 山田 孝子	関西学院大学 総合政策学部 教授